

コンセッション事業者に対する 施設利用許可権限の付与について

平成29年1月30日

内閣府地方創生推進事務局

第27回 特区諮問会議 (平成29年1月20日)

規制改革事項の追加について

平成29年 1月20日
地方創生担当大臣
山 本 幸 三

- 今国会に提出する特区法改正案に盛り込むものを中心に、現在、特区ワーキンググループ等において、規制担当官庁と検討・協議中の主な追加規制改革事項は、以下のとおり。(構造改革特区や全国措置により対応する方向のものも含む。また、今後、更なる追加があり得る。)

1、議論がまとまった、ないし、概ねまとまりつつあるもの

- 自動走行、小型無人機等の「近未来技術」の実証を促進する、新たな「規制の砂場(サンドボックス)」特区制度の創設
- 農業の担い手となる外国人材の就労解禁
- 小規模認可保育所における対象年齢の拡大
- 多様な働き方推進のための「テレワーク推進センター(仮称)」の設置
- 信用保証制度の一般社団法人等への適用
- 特産品焼酎等の製造免許要件の緩和【構造改革特区で措置】
- 都市公園内における保育所等の設置【特区措置から全国措置へ】
- 「地域限定通訳案内士」資格の設置【特区措置から全国措置へ】

2、議論が続いているもの

- クールジャパン・インバウンド外国人材の受入れ・就労促進
(受入れのための「ワンストップセンター(仮称)」の設置を含む)
- 多様な実施主体による年3回目の保育士試験の実施
- **コンセッション事業者に対する施設利用許可権限の付与**
- 希少性疾患に係る革新的医薬品の開発迅速化
- 過疎地における遠隔地間の学校を結んだ新たな制度の構築
- 農地への全面コンクリート打設
- 外国船舶の寄港等に係る特許基準の明確化

など

コンセッションに係る制度改革の方向性など

PFIガイドライン

9. 設定

(1) 設定手続等 2. 留意事項

(6) 運営権には公共施設等の利用に係る処分の権限は含まれない。

(2) 指定管理者等の関係 2. 留意事項

(8) 運営権制度と指定管理者制度との適用関係については、公の施設について、地方公共団体の長が選定事業者に運営権を設定して運営事業を実施させ、行政処分をも行わせるためには、通常、指定管理者制度を併せて適用することが必要である。

制度改革に向けて

現状及び制度改革の方向性

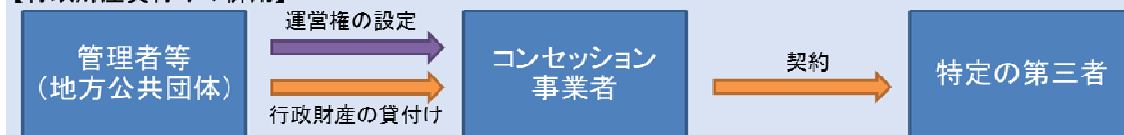
○特区WGで関係省庁ヒアリングを実施。

昨年11月から、計8回のヒアリングを実施(内閣府PFI室、総務省)

< PFI室 提示スキーム案 >

運営権の設定と併せて、自治体が「行政財産の貸付」とともに、これを利用者に転貸借する。

【行政財産貸付けの併用】



⇒ 上記のスキームの活用は、「施設の設置目的外に限る」とする総務省の見解と「設置目的の内外に関わらず活用できる」とするPFI室の見解が相違。

総務省：PFI事業者が施設の目的を達成するために特定の第三者に利用権を設定できるとは解されない。
PFI室：PFI法に基づく行政財産の貸付を権原とした転貸借契約により、施設の設置目的内外に関わらず、特定の第三者に利用させることができる。

○結果として、福岡市等の具体的事業が実現できないのであれば、今国会に提出する改正特区法案などで対応すべき。

— 參考資料 —



国家戦略特区の「新たな目標」(「日本再興戦略2016」)

国家戦略特区の「第二ステージ」を加速的に推進するため、東京オリンピック・パラリンピック競技大会も視野に平成32年(2020年)を睨みつつ、また、「戦後最大の名目GDP600兆円」を達成するため、来年度末までの2年間で「集中改革強化期間」として、以下の取組を「新たな目標」として設定することにより、民間の能力が十分に発揮できる、世界で一番ビジネスのしやすい環境を整備し、経済成長につなげる。

① 残された「岩盤規制」の改革

経済社会情勢の変化の中で民間が創意工夫を発揮する上での障害となってきたにもかかわらず永年にわたり改革ができていないような、いわゆる「岩盤規制」について、国家戦略特区による規制・制度改革の突破口を開く。

具体的には、当面、例えば以下を重点的に取り組むべき分野・事項として、規制改革事項の追加や深掘りに加え、必要な指定区域の追加や、改革事項を活用した具体的事業の「可視化」などについて、一層の加速的推進を図る。

- ・幅広い分野における「外国人材」の受入れ促進
- ・公共施設等運営権方式の活用等による「インバウンド」の推進
- ・幅広い分野における「シェアリングエコノミー」の推進
- ・幅広い分野における事業主体間の「イコールフットイング」の実現
- ・特にグローバル・新規企業等における「多様な働き方」の推進
- ・地方創生に寄与する「第一次産業」や「観光」分野等の改革 など

国家戦略特区 今後の進め方について

2、残された岩盤規制改革の断行(「重点6分野」の推進)について

- ・ 前回の諮問会議でも述べた通り、重点6分野ごとの「センターピン・プロジェクト」(象徴となる規制改革事項)を直ちに選定し、可能な限り年内までに、これらの実現の目途を立てる必要がある。このため、諮問会議を高い頻度で開催し、関係自治体や事業者も積極的に参加させつつ、重点的・集中的に、当該プロジェクトの実現に向けた審議を進めるべきである。
- ・ 現段階で考えられる、重点6分野ごとの「センターピンプロジェクト」の例は、以下のとおり(あくまで例示であり、今後追加・変更等があり得る)。

- ① 各種専門分野における「外国人材」の受入れ促進
... 農業人材、クールジャパン人材など
- ② 各種インフラの「コンセッション」推進等も含めた「インバウンド」の推進
... 空港・港湾等のPFI推進や、クルーズ船に係る入管手続の迅速化など
- ③ 各分野での「シェアリングエコノミー」の推進
... 人材面を含む観光・医療・教育分野等の各種マッチングの推進など
- ④ 医療・福祉・教育分野等での「官民のイコールフッティング」の徹底
... 株式会社立の各種施設の参入促進など
- ⑤ 「多様な働き方」の推進
... 霞が関(国家公務員)や地方公務員の「働き方改革」の推進
- ⑥ 地方創生に寄与する「一次産業」や「観光」分野での改革推進
... 林業・漁業関係、農業人材(前掲)・農地転用関係、獣医学部の新設など

第25回特区諮問会議(平成28年11月9日) ①高島福岡市長から発表

日本再興戦略 2016

2-3. 公的サービス・資産の民間開放(PPP/PFIの活用拡大等)

- PPP/PFIの重要な柱である公共施設等運営権方式の更なる活用拡大に向けた取組が必要であり、(略)、**福岡市のウォーターフロント再開発・公共施設等運営権案件などの先行案件が克服すべき課題に着実に対処**する。
- クルーズ船向け旅客ターミナル施設等について、(略)、指定管理者との二重適用で不要となる手法についても検討する。

「国家戦略特区において、PFI法の特例措置を講ずるなど、**コンセッション方式のみで、民間事業者に使用許可権限を付与すべき**」

高島福岡市長提出資料(抜粋)

FUKUOKA ウォーターフロントネクスト PORT OF HAKATA

3 東アジア有数の『インバウンド拠点』形成を目指して

事業スキームは…
民間投資を喚起する港湾で初の**コンセッション方式!**

公共施設(クルーズ) + 民間施設(ホテル・商業等) + 公共施設(MICE)

土地:福岡市
定期借地 [福岡市 → 民間事業者]

産業競争力会議におけるプレゼンテーション、『日本再興戦略2016』への位置づけ!

しかし… PFI法に基づく『コンセッション方式』は、民間事業者による利用料金の設定・収受が前提であるにも関わらず、施設を誰に使用させるかを決定する**使用許可権限が付与されていない!**

国家戦略特区において、PFI法の特例を講ずるなど、

コンセッション方式のみで、民間事業者による自由度の高い公共施設等の運営を可能とすべき!

・テナント誘致や金繰り運営などにおいて、運営権の設定だけでは、第三者に使用させることができない。
・現状、指定管理者との二重適用が必要となるが、手続きが煩雑となり、かつ、民間事業者の運営(料金設定等)の裁量が狭くなるため望ましくない。

6
2

第25回特区諮問会議(平成28年11月9日) ②

特区諮問会議有識者議員 提出資料

(竹中議員、八田議員、秋池議員からも同旨の発言あり)

「福岡市の港湾など、インバウンドに関する拠点施設等については、その整備が緊急課題となっていることから、国家戦略特区も活用し、「運営権に施設の使用許可等の処分権も含める」などの特例措置を直ちに講ずることを検討すべきである。」

総理 締めくり発言

「高島福岡市長からは、『福岡港のPFI事業構想』について伺いました。いわゆる『コンセッション方式』によって、公共インフラを民間の創意工夫で運用できるようにする。これにより、急速に拡大する外国人観光客の受入れ体制を抜本的に強化していきます。」